

# 社会福祉法人三徳会に対する 品川区助成金交付要綱

平成7年9月14日区長決定 要綱第68号  
平成16年5月10日一部改正 要綱第78号  
平成21年3月31日一部改正 要綱第216号  
平成27年3月31日一部改正 要綱第296号

(趣 旨)

第1条 この要綱は、社会福祉法人三徳会(以下「三徳会」という。)が自らまたは区の委託を受け実施する社会福祉施設の運営等に要する経費の助成について必要な事項を定めるものとする。

(助成対象事業)

第2条 助成の対象となる事業は、次のとおりとする。

- (1) 社会福祉施設の改修および設備整備事業
- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業
- (3) 法人運営事業

(助成金の交付額)

第3条 助成金の交付額は、次表の算出方法により算出した額とする。

助成対象事業および助成対象経費

区 分	助 成 基 準 額	控 除 対 象 金 額	助 成 金 額
社会福祉施設 の改修 および 設備 整備 事業	次の経費のうち区長 が必要と認める金額  (1) 大規模改修費 (2) 備品等経費	法人の収入金額となるべき 下記金額の合計額  (1) 国庫補助金 (2) 東京都補助金 (3) 独立行政法人福祉医療機 構借入金 (4) 寄付金その他の収入金額	助成基準額か ら控除対象金額 を差し引いた額 の範囲で区長が 定める額

独立行政法人福祉医療機構 からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元利償還金額	償還期間内において、法人が東京都の利子助成により助成される金額	上記に同じ
法人運営	次の経費のうち区長が法人の運営に必要と認める金額  (1) 運営経費 (2) 運用財産		区長が定める額

(助成金の交付申請)

第4条 三徳会は、この要綱により助成金を受けようとするときは、社会福祉施設の改修および設備整備事業、法人運営事業については事業計画が確定した後に、独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業は当該年度に償還すべき元利償還金額の確定した後に、助成金交付申請書(第1号様式)を区長に提出しなければならない。

ただし、社会福祉施設の改修および設備整備事業については、事前に区と協議しなければならない。

(助成金の交付決定)

第5条 区長は、前条の規定による申請を受理した場合は、これを審査し、交付するものと決定したときは助成金交付決定通知書(第2号様式)を三徳会に送付するものとする。

(助成金請求書の提出)

第6条 三徳会は、交付決定を受けた助成金について請求書(第3号様式)に関係書類を添付して区長に提出しなければならない。

(助成金の交付時期)

第7条 助成金の交付時期は次に掲げるとおりとする。ただし、助成事業の遂行上必要があると認めるときはこの限りではない。

- (1) 社会福祉施設の改修および設備整備事業  
計画されたそれぞれの事業が完了したとき。

- (2) 独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業  
当該年度に償還すべき元利償還金額の納付期限の日の属する月。
- (3) 法人運営事業  
当該年度の事業計画が確定した後。

(事情変更による決定の取消等)

第8条 区長は、この助成金の交付決定後の事情変更により、必要があると認めるときは、この決定の全部もしくは一部を取消しまたはこの決定の内容もしくは、これに付した条件を変更することができる。

(承認事項)

第9条 三徳会は、次の各号の一に該当する場合は、あらかじめ区長の承認を受けなければならない。

- (1) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。
- (2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 助成事業を中止し、または廃止しようとするとき。
- (4) 交付された助成金から生じた利息の処分をしようとするとき。

(助成事業の完了時期)

第10条 助成事業は、助成金の交付決定に係る会計年度中に完了しなければならない。

(事故報告)

第11条 三徳会は、助成事業が予定期間内に完了しない場合または遂行が困難となった場合はその理由および遂行の見通し等を書面により区長に報告し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第12条 区長は、助成事業の円滑適正な執行を図るため必要があると認めるときは、三徳会に対し助成事業の進捗状況について報告させることができる。

(助成事業の遂行命令)

- 第13条 区長は、助成事業がその決定内容または助成条件に従って遂行されないときは、三徳会に対しこれらに従って遂行するよう命ずることができる。
- 2 区長は、三徳会が前項の命令に違反したときは当該助成事業の一時停止を命ずることができる。

(実績報告)

第14条 三徳会は、助成事業が完了したとき、助成事業が予定の期間内に完了しな

いまま助成金の交付の決定に係る会計年度が終了したとき、または助成事業の廃止の承認を受けたときは、それらの事実があったときから10日以内に助成事業の助成金事業実績報告書(第4号様式)を提出しなければならない。

(助成金の額の確定)

第15条 区長は、前条の実績報告の審査および必要に応じて行う現地調査等により助成事業の成果が、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは交付すべき助成金の額を確定し通知する。

(是正のための措置)

第16条 前条の調査の結果、助成事業の成果が助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に適合しないときは、これに適合させるための措置をとるべきことを命じることができる。

2 第14条の実績報告は、前項の命令により必要な処置をした場合においてもこれを行わなければならない。

(決定の取消)

第17条 区長は、三徳会が次の各号の一に該当する場合は、助成金の交付決定の全部または一部を取消することができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件その他法令に基づく命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第18条 三徳会は、第8条または前条の規定により助成金の交付決定を取り消された場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに助成金が交付されているときは、区長の指示するところによりその金額を返還しなければならない。

2 前項の規定は、交付すべき助成金の額を確定した場合において、すでにその額をこえる助成金が交付されているときも適用する。

(違約加算金)

第19条 三徳会は、第17条の規定により助成金の交付決定の全部または一部を取消され、その返還を命ぜられた場合においては助成金の交付を受けた日から納付の日までの日数に応じ当該助成金の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額。)につき年10.95%の割合で計算した違約加算金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(延滞金)

第20条 三徳会は、第18条の事由により助成金の返還を命ぜられた場合において、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じその未納付額につき年10.95%の割合で計算した延滞金(100円未満の場合を除く。)を納付しなければならない。

(他の助成金等の一時停止等)

第21条 区長は、三徳会が助成金の返還を命ぜられたにもかかわらず、当該助成金、違約加算金または延滞金の全部または一部を納付しない場合において、他の助成事業について交付すべき助成金等があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止しまたは当該助成金等と未納付額とを相殺するものとする。

(財産処分の制限)

第22条 三徳会は、助成金により取得し、または効用の増加した不動産およびその従物ならびに助成金により取得した機械器具等については、「補助事業により取得した財産の処分制限期間」(昭和41年7月15日厚生省告示350号)に定める期間を経過するまで区長の承認を受けないでこの助成金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、または担保に供してはならない。

(財産処分に伴う収入の納付)

第23条 区長は、三徳会が区長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部または一部を区に納付させることができる。

(関係書類の整理保管)

第24条 三徳会は、この助成金の収入および支出を明らかにした帳簿を備え、当該帳簿および証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

(委任)

第25条 この要綱の施行について、必要な事項は福祉部長が定める。

付 則

この要綱は、平成7年9月14日から施行する。

付 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

品川区長様

住所  
社会福祉法人 三徳会  
理事長

年度 社会福祉法人三徳会  
品川区助成金交付申請書

社会福祉法人三徳会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、助成金を交付されたく関係書類を添えて申請いたします。

記

1. 助成金交付申請額 円

内 訳	社会福祉施設の改修および施設整備事業	大規模改修費	円
		備品等経費	円
	独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元利償還金額	円
法人運営事業		運営経費	円
		運用財産	円

2. 添付書類 (1) 年度助成金事業計画書  
(2) 年度助成金収支予算書

(第2号様式)

年 月 日

社会福祉法人 三徳会

理事長

品川区長

年度 社会福祉法人三徳会  
品川区助成金交付決定通知書

年 月 日付で申請のあった標記について、審査の結果下記のとおり品川区助成金の交付を決定したので通知いたします。

記

1. 交付決定額 円

内 訳

社会福祉施設の改修および施設整備事業	大規模改修費	円
	備品等経費	円
独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元利償還金額	円
法人運営事業	運営経費	円
	運用財産	円

2. 助成金交付時期 年 月 日

3. 助成条件

- (1) この助成金の取扱いについては、「社会福祉法人三徳会に対する品川区助成金交付要綱」(以下「要綱」という。)により行うこと。
- (2) 「品川区の設置する社会福祉施設ならびに社会福祉法人三徳会および社会福祉法人三徳会の設置運営する社会福祉施設の管理・運営に係わる協定書」を締結すること。
- (3) ① この助成金は、要綱第2条(助成対象事業)に掲げる助成金の対象となる事業の円滑な運営を行うための資金(元金)とすること。  
② 資金から生ずる利益(利息)は、前記事業内容の充実に充てるものとし、その処分については要綱第9条(承認事項)の規定事項によること。  
③ 運用財産は、確実な金融機関に預け入れるとともに、その保管については細心の注意を払うこと。  
④ 運用財産を取り崩し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ区長の承認を受けること。  
⑤ 社会福祉法人三徳会が解散するときは、あらかじめ区長の承認を受けるものとし、その際には運用財産をすみやかに品川区へ返還すること。

4. 申請の撤回

この決定の交付の内容またはこれに付された条件に異議があるときは、この交付決定の通知受領後7日以内に申請の撤回ができる。

(第3号様式)

年 月 日

品川区長様

住所  
社会福祉法人 三徳会  
理事長

年度 社会福祉法人三徳会に対する  
助成金交付請求書

年 月 日付 第 号をもって交付決定のあった 年度社会  
福祉法人三徳会に対する助成金として、下記の金額を請求いたします。

記

金 円

内 訳	社会福祉施設の改修および施設整備事業	大規模改修費	円
		備品等経費	円
	独立行政法人福祉医療機構からの借入金償還事業	独立行政法人福祉医療機構の元利償還金額	円
法人運営事業		運営経費	円
		運用財産	円



(第4号様式)

年 月 日

品川区長様

住所

社会福祉法人 三徳会

理事長

年度 社会福祉法人三徳会  
品川区助成金事業実績報告書

社会福祉法人三徳会に対する品川区助成金交付要綱に基づき、交付を受けた事業が終了したので、関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 年度助成金報告書
2. 年度助成金決算書